



ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
残暑も和らぎ、日ごとに秋の気配が感じられるようになりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
今回の「区画整理だより」では、第10回土地区画整理審議会及び今年度販売予定保留地についてお知らせいたします。

お知らせ

◆第10回土地区画整理審議会の概要

9月5日(月)に第10回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催いたしました。今回の審議事項は以下のとおりです。

議 案

- 議案①：仮換地の指定について意見を伺う件
- 議案②：保留地の決定について
- 議案③：仮換地の軽微な変更について

議案①では、市有地と民有地等合わせて計30件の仮換地案について、照応の原則に基づく妥当性についてご審議いただき、異議なしとのご意見をいただきました。これで、仮換地指定予定件数245件のうち242件(98%)の仮換地案について、審議会への諮問を行ったこととなります。

議案②では、保留地の位置と地積について同意をいただきました。また、保留地の販売方針、今年度販売予定の保留地、今後のスケジュールについてご報告いたしました。

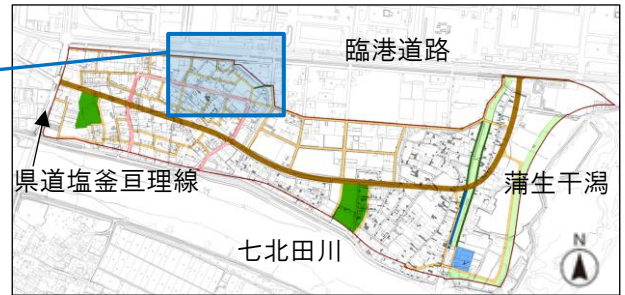
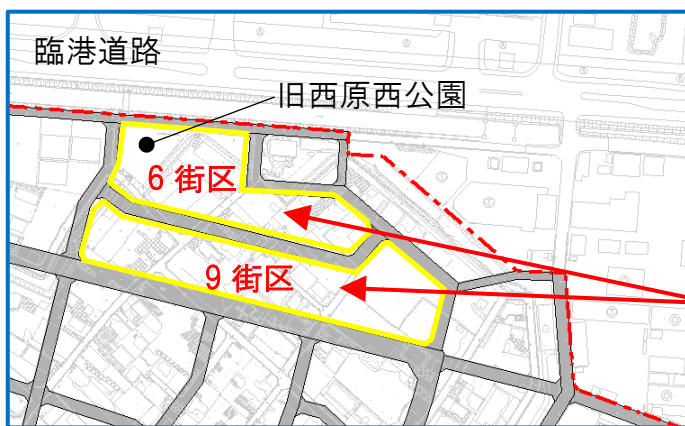
議案③では、今後、仮換地の指定の軽微な変更(従前の宅地の地目変更など仮換地の実質を変更しないもの)に関しては、あらかじめ審議会に意見を聴いたものとして施行者(仙台市)が処理し、追って審議会へ報告することで同意をいただきました。

－審議会での主な意見－

- ・ Q：地下に文化財のある仮換地は、建築の際必要な手続きがあるのか？
- ・ A：文化財保護法第93条の規定による届出の手続きが必要です。
- ・ Q：保留地の決定については、事業計画策定時に諮問すべき事項では？
- ・ A：当初事業計画では保留地の予定地積を設定しておりますが、その後権利者様の仮換地指定等が順調に進みましたので、保留地の販売に向け個々の位置・地積を土地区画整理法の規定に従い審議会に諮問するものです。

◆今年度販売予定保留地について

《今年度販売予定の保留地の位置》



今年度販売予定の街区

6街区、9街区の一部に設定する保留地を権利者の方優先で入札により販売いたします

《保留地販売の流れ》

手順①：事業地区内の権利者への先行販売（入札）

保留地購入要件(※)を満たす事業地区内の権利者の方に優先的に販売します。

(※)「保留地購入要件」について

保留地の処分公告（入札の公告）時点で、事業地区内の土地所有者（土地登記簿に所有者として登記されている方に限り）及び借地権者（土地登記簿に借地権者として登記されている方、または土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている方に限り）であることを要件とします

手順②：事業地区内の権利者以外への一般販売

手順①で購入希望者がいない場合は、後日、一般公募抽選または一般競争入札により権利者以外も対象として販売を進めます。

《販売のスケジュール》

- | | |
|-------|--|
| 10月中旬 | ・今年度販売予定保留地の不動産鑑定評価取得 ・評価員意見の聴取 |
| 11月 | ・保留地の処分公告（権利者の方優先の一般競争入札宅地） |
| 12月 | ・入札申込み受付開始 |
| 12月下旬 | ・入札 ※その後、1月に契約締結及び売買代金支払い確認後に土地引渡し予定です |

販売宅地の位置や入札申込み方法、保留地の詳細に関しては、次号にてお知らせいたします。ご不明な点等につきましては、蒲生北部整備課（Tel022-214-8031）までお問合せ願います。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 本庁舎 6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp

